公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年10月13日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社ＮＴＴドコモ
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番１号
登　録　番　号	関東（ク）第160号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年10月13日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社ＮＴＴドコモ
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番１号
登　録　番　号	関東（包）第43号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９２７号
広島市東区牛田旭２丁目19番25―８―402号
債務者　平川　深雪
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　太軸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６９号
広島県東広島市西条町田口125番地25
債務者　藤田　友美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９７号
広島市南区日宇那町21番15号
債務者　吉永　美保（旧姓月成）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２号
広島県世羅郡世羅町大字長田1349番地
債務者　福永　典彰
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　益隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４３９７号
大阪府八尾市若林町３丁目202番地の２
債務者　亀井　宏之
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　裕崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９２号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―806号、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町竹万2055番地
債務者　川口　瑞貴
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　裕代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目９番地の17ヴァンベール大久保402号
債務者　鈴木マシナリーこと鈴木　迪大
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３６号
兵庫県姫路市御立中５丁目４番20号ハッピーコート御立Ｂ202
債務者　須永　瑞起
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５０号
高知市竹島町50番地８　徳屋アパート西より２軒目
債務者　戸田　恭巳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　理香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７４号
福岡県嘉麻市上山田992番地２
債務者　上村　　亨
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野真依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４７５号
熊本市中央区大江１丁目35番１―33号
債務者　森　　美鶴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係